

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（令和7年9月1日施行）

鎌倉市生涯学習センター条例（平成14年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の1 集会室等利用料金の上限額の表を次のように改める。

1 集会室等利用料金の上限額

名称	区分	9時から10時まで	10時から12時まで	13時から15時まで	15時から17時まで	17時から19時まで	19時から21時まで	21時から22時まで	全日
鎌倉 生涯 学習 センター	第1集会室	円 300	円 600	円 600	円 600	円 600	円 600	円 300	円 3,600
	第2集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第3集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第4集会室	250	500	500	500	500	500	250	3,000
	第5集会室	580	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	580	6,960
	第6集会室	630	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	630	7,560
	第7集会室	310	620	620	620	620	620	310	3,720
	音楽室	850	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	850	10,200
	和室	700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	700	8,400
	美術制作室	700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	700	8,400
腰越 学習 センター	第1集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第2集会室	150	300	300	300	300	300	150	1,800
	第3集会室	400	800	800	800	800	800	400	4,800
	第4集会室	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	12,000
	和室	150	300	300	300	300	300	150	1,800
	美術制作室	530	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	530	6,360

	料理実習室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
深沢 学習 センター	第1集会室	430	860	860	860	860	860	430	5,160
	第2集会室	430	860	860	860	860	860	430	5,160
	第3集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第4集会室	300	600	600	600	600	600	300	3,600
	第5集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第6集会室	1,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	1,100	13,200
	和室	400	800	800	800	800	800	400	4,800
	料理実習室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
大船 学習 センター	第1集会室	560	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	560	6,720
	第2集会室	300	600	600	600	600	600	300	3,600
	第3集会室	280	560	560	560	560	560	280	3,360
	第4集会室	280	560	560	560	560	560	280	3,360
玉縄 学習 センター	第1集会室	440	880	880	880	880	880	440	5,280
	第2集会室	360	720	720	720	720	720	360	4,320
	第3集会室	150	300	300	300	300	300	150	1,800
	第4集会室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
	和室	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	6,000
	料理実習室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
玉縄 学習 センター	第1集会室	440	880	880	880	880	880	440	5,280
	第2集会室	280	560	560	560	560	560	280	3,360

分室	第 3 集	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	6,000
	会室								

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。